仕様書

1　委託業務名称

令和８年度住之江区魅力発信動画再編集業務委託

2　履行期間

契約締結日～令和９年２月 26 日（金）

3　業務目的

住之江区で暮らし、学び、働くすべての人が、自分の将来に夢と希望をもって、地域への愛着や誇りを持ちながら、充実した日常生活を営むことのできる「心から誇りに思えるまち、住之江区」の実現に向けた取組の一環として、区民への区の PR に加え、区外の方にも区の魅力を発信し、区内各所への来訪を促すために制作した 2 本の「住之江区魅力発信動画」（以下「動画」という。）について、より多くの媒体・場所で発信できるよう再編集を行う。

4　業務内容

次の２本の動画を再編集すること。

○『あなたの“いつもの場所”が宝物　大阪市住之江区』

URL：https://youtu.be/OfwZ2nFVO04（限定公開）

○『訪れたくなる、住みたくなる　大阪市住之江区』

URL：https://youtu.be/sAG29-ujPTA（限定公開）

【上記動画の規格】

・フォーマット：ＭＰ４ 形式

・解像度：フルハイビジョン（1920×1080）

・アスペクト比：16:9

（１）再編集する動画（以下「再編集動画」という。）の内容

ア　『あなたの“いつもの場所”が宝物　大阪市住之江区』

・１分　別紙 1-1 のとおり

・30 秒　別紙 1-2 のとおり

・15 秒　別紙 1-3 のとおり

イ　『訪れたくなる、住みたくなる　大阪市住之江区』

・１分　別紙 2-1 のとおり

・30 秒　別紙 2-2 のとおり

・15 秒　別紙 2-3 のとおり

（２）再編集動画の要件・規格・本数等

ア　時間及び制作本数

○『あなたの“いつもの場所”が宝物　大阪市住之江区』

・１分　１本

・30 秒　１本

・15 秒　１本

○『訪れたくなる、住みたくなる　大阪市住之江区』

・１分　１本

・30 秒　１本

・15 秒　１本

イ　規格（各再編集動画共通）

・フォーマット：ＭＰ４ 形式

・解像度：フルハイビジョン（1920×1080）

・アスペクト比：16:9

ウ　その他

・「（１）再編集動画の内容」を参考の上、編集すること。

・無音での放映も想定した動画上の工夫をはかること。

（３）業務工程

①スケジュールの作成・報告

契約締結後、受注者は 10 開庁日以内に、納品までのスケジュール（Ａ４、１ページ程度）を作成し発注者に報告する。受注者は発注者に対して、業務の進捗状況を定期的に報告し、資料の修正・追加等を行いながら内容に問題が無いか確認の上、納期までに再編集動画を完成させること。疑問点等があれば発注者に確認の上、業務を実施すること。

②絵コンテの提出

受注者は、契約締結後に、絵コンテを提出し、発注者の許可を得ること。映像イメージ、エフェクト等は、打合せで報告をすること。

③仮編集

受注者は、仮編集の段階で発注者による映像確認を受けること。確認により変更が生じた場合は、追加・修正を行うこと。

④校正

受注者は、映像の加工・編集、音楽・音声・テロップの挿入などの再編集業務を行い、完成までに発注者による２回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。なお、テロップは日本語とする。（電子メールにて動画を送り、内容確認を受けること。データ容量が大きい場合は、大容量ファイルサーバーを活用しても良い。）

（４）納品

本業務終了後、再編集動画を収録したDVD-Rを発注者に提出すること。

・再編集動画ファイルにはそれぞれコピーガードが行われていないこと。
・全てウイルスチェックを行うこと。
・複数枚に分かれても差し支えない。

（５）留意点

ア　再編集にあたり、元動画にない新規の素材を使用する場合、著作権等の了解を得て使用すること。

イ　再編集にあたり、新規に使用する映像（写真を含む）の被写体が人物の場合、肖像権等の侵害が生じないようにすること。

ウ　再編集にあたり、元動画にない新規の素材を使用する場合、素材の収集及び著作権について必要な手続き、素材の使用料等必要な費用の負担は委託業務に含むものとする。

エ　再編集動画が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

オ　住之江区役所が公開している情報を素材として使用する場合は、予め発注者の承諾を得ること。

カ　委託業務の実施にあたっては、受注者は事前に発注者と十分協議して進めていくこととし、その最終決定に際しては、発注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。

（６）再編集動画の活用

再編集動画は、発注者が管理する媒体での放映のほか、区内外の事業者等が管理する媒体やWeb広告等において活用する。

５　個人情報の取扱い

（１）受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和５年大阪市条例第５号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和５年大阪市条例第６号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

（２）受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

（３）受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び業務のために受注者の保有する記録媒体について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することと

し、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を書面により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。

（４） 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（５） 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より書面による同意を得た場合はこの限りでない。

（６） 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

（７） 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

（８） （６）の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

（９） 発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第２項において準用する同条第１項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第 67 条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

(10)　発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

6　損害賠償

（１） 受注者は故意又は過失により、第三者に損害を与えた場合は、受注者はその損害を賠償しなければならない。

（２） 委託業務の履行に際し、受注者が損害を受けた場合は、発注者の責に帰すべき場合を除き、発注者は損害賠償の責を負わないものとする。

7　障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

8　その他

（１） この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。

（２） 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費はすべて受注者の負担とする。

（３） 本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い円滑に業務を遂行すること。

（４） 企画や実施に関する経費など、本業務に関する一切の経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。

（５） 再編集動画に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から

第 28 条までに規定する権利をいう）は、発注者に帰属するものとする。

（６） 守秘義務として、本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

９　担当

〒559-8601　大阪市住之江区御崎 3-1-17

大阪市住之江区役所総務課（ICT・企画）（住之江区役所４階 42 番窓口）

担　当：中居・阿武（あんの）

電話番号：06-6682-9909

メール：tt0009@city.osaka.lg.jp

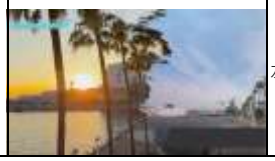
区内向け動画（1分版）
タイトル：あなたの”いつもの場所”が宝物　大阪市住之江区

番号	映像	キャプション	内容	テロップ
1			タイトルスライド	
2				住之江区は歴史薫るまちと新しいまちが溶け合い あたたかな暮らしが息づいています
3				住之江区は歴史薫るまちと新しいまちが溶け合い あたたかな暮らしが息づいています
4		左上：登校見守り活動		地域住民と地元事業所などが一丸となって 子どもたちの通学を見守っています
5		左上：登校見守り活動		地域住民と地元事業所などが一丸となって 子どもたちの通学を見守っています
6				昔から続く風景 あたたかい日々の暮らし
7		左上：商店街		商店街でのあたたかなふれあい 昔からの風景と今の暮らしが溶け合うまち
8		左上：商店街		商店街でのあたたかなふれあい 昔からの風景と今の暮らしが溶け合うまち
9		左上：汐掛道		日々の忙しさが木々の間を抜けて少しほどけていく 「ほっとする場所」が、すぐそばにある
10		各画像の左上：住吉大社／住吉大社の大神輿渡御	・2つの要素を1画面で表示してください ・各要素の大きさは同じにしてください	

11		各画像の左上：高崎神社／高崎神社布団太鼓	・2つの要素を1画面で表示してください ・各要素の大きさは同じにしてください	
12				”いつもの場所”にも まだ知らない景色が広がる
13		左上：加賀屋新田会所跡		江戸時代の新田開発の歴史を今に伝える建物
14		左上：北加賀屋のまちなみ 左下：手前　shlumper「it's the motions in the ocean…」 奥　Keeenue「Play Soft」		
15		左上：すみのえアートビート　クリエイティブセンター大阪（名村造船所大阪工場跡地）		
16				潮風を感じる瞬間、 海の気配に出会えます
17				水辺の景色は、朝と夕方で色が変わり 同じ場所でも何度でも訪れたくなる
18		左上：ATC（アジア太平洋トレードセンター）		水辺の景色は、朝と夕方で色が変わり 同じ場所でも何度でも訪れたくなる
19				
20		左上：南港ポートタウン		広い空と彩り豊かなまちなみ、そして、ノーカーゾーンの開放感
21		左上：南港ポートタウン		散歩や自転車での移動も安全、快適

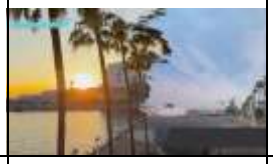
22		左上：南港DIY マーケット		まちの中に、地域の暮らしがきちんと根付いている それが住之江区らしさです
23				”いつもの場所”の快適と安心は、 このまちの人たちのおかげなんだと思う
24		左上：住吉川清掃 ボランティア		心から誇りに思えるまち、住之江区をつくる、ささえる
25		左上：住之江区花 壇ボランティア		心から誇りに思えるまち、住之江区をつくる、ささえる
26		左上：ふれあい喫 茶		心から誇りに思えるまち、住之江区をつくる、ささえる
27		左上：地域の子ど も向けイベント		全ての人が夢と希望をもって、充実した日常生活をおくれるまち
28				あなたの”いつもの場所”にも まだ知らない魅力がきっとある
29				心から誇りに思えるまち、住之江区

区内向け動画（30秒版）
タイトル：あなたの”いつもの場所”が宝物　大阪市住之江区

番号	映像	キャプション	内容	テロップ
1			タイトルスライド ・区内東側の風景と区内西側の風景を並べる	あなたの”いつもの場所”が宝物 大阪市住之江区
2		左上：商店街		昔から続く風景
3		左上：登校見守り活動		あたたかい日々の暮らし
4		各画像の左上：住吉大社／住吉大社の大神輿渡御	・2つの要素を1画面で表示してください ・各要素の大きさは同じにしてください	歴史薫るまち
5		各画像の左上：高崎神社／高崎神社布団太鼓	・2つの要素を1画面で表示してください ・各要素の大きさは同じにしてください	歴史薫るまち
6		左上：加賀屋新田会所跡		歴史薫るまち
7		左上：北加賀屋のまちなみ 左下：手前　shlumper「it's the motions in the ocean…」 奥　Keeenue「Play Soft」		アートのまち
8		左上：すみのえアートビート　クリエイティブセンター大阪（名村造船所大阪工場跡地）		アートのまち
9		左上：ベイエリア		潮風を感じる瞬間、海の気配に出会えます
10		左上：ベイエリア	・昼間と夕日の要素が溶け合うようなイメージ	

11		左上：南港ポートタウン		緑あふれるまち
12		左上：南港DIYマーケット		
13		各画像左上：住吉川清掃ボランティア／住之江区花壇ボランティア／ふれあい喫茶		あたたかな暮らしが息づく”いつもの場所”
14				心から誇りに思えるまち、住之江区

区内向け動画（15秒版）
タイトル：あなたの”いつもの場所”が宝物　大阪市住之江区

番号	映像	キャプション	内容	テロップ
1			タイトルスライド ・区内東側の風景と区内西側の風景を並べる	（上/中央）あなたの”いつもの場所”が宝物 （下）大阪市住之江区
2		左上：商店街		昔からの風景
3		各画像の左上：住吉大社／住吉大社の大神輿渡御 各画像の左上：高崎神社／高崎神社布団太鼓	・4つの要素を1画面で表示してください ・各要素の大きさは同じにしてください	歴史薫るまち
4		左上：加賀屋新田会所跡		歴史薫るまち
5		左上：北加賀屋のまちなみ 左下：手前　shlumper「it's the motions in the ocean…」 奥　Keeenue「Play Soft」		アートのまち
6		左上：ベイエリア	・昼間と夕日の要素が溶け合うようなイメージ	
7		左上：南港ポートタウン		緑あふれるまち
8		各画像左上：南港DIYマーケット／住吉川清掃ボランティア／住之江区花壇ボランティア／ふれあい喫茶	・4つの要素を1画面で表示してください ・各要素の大きさは同じにしてください	あたたかな暮らしが息づく”いつもの場所”
9				心から誇りに思えるまち、住之江区

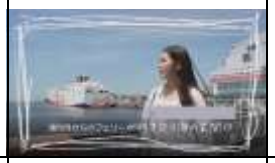
区外向け動画（1分版）
タイトル：訪れたくなる、住みたくなる　大阪市住之江区

番号	映像	キャプション	内容	テロップ
1			動画タイトルを表示	
2			カテゴリータイトルを右下に表示	大阪市南西部、住之江区のベイエリアへ
3		左上：ATC（アジア太平洋トレードセンター）		
4				住之江区って、 思ってたよりずっと近かった
5				
6			カテゴリータイトルを右下に表示	にぎわいのまち
7		左上：インテックス大阪		人が集まる理由って、 来てみると、ちゃんとわかる
8		左上：さきしまコスモタワー展望台		
9				
10		右上：手前 shlumper「it's the motions in the ocean…」 奥　Keeenue「Play Soft」	カテゴリータイトルを右下に表示	アート、音楽、スポーツ エンターテイメントあふれるまち

11		左上：北加賀屋のまちなみ 左下：b.「b.friends on the wall」		このまち、思ってたよりずっと面白い
12		左上：すみのえアートビート　クリエイティブセンター大阪（名村造船所大阪工場跡地）		
13			カテゴリータイトルを右下に表示	暮らしたくなる 緑あふれるまち
14				わくわくするだけじゃない 落ち着ける日常がある
15		左上：南港ポートタウンのまちなみ		
16		左上：南港ポートタウン		
17			カテゴリータイトルを右下に表示	国内だけじゃない 海外からの船が行き交う海の玄関口
18		左上：さんふわらあターミナル（大阪） 船体キャプション：株式会社商船三井さんふらわあ「さんふらわあくれない」		住之江区から大分・鹿児島へ
19		左上：大阪南港フェリーターミナル 船体キャプション（左）：株式会社名門大洋フェリー「フェリーきょうと」（右）四国開発フェリー株式会社「おれんじおおさか」		住之江区から北九州・愛媛へ
20		左上：大阪港国際フェリーターミナル 船体キャプション（左）：日中国際フェリー株式会社「フェリー龍真号」（右）株式会社サンスターライン「パンスターミラクル号」		住之江区から中国・韓国へ
21				吹き抜ける海風に、 気持ちが自由になる

22			カテゴリータイトルを右下に表示	東西に広がる住之江区 東側は豊かな歴史とあたたかい暮らしがある
23		左上：住吉公園		
24		左上：商店街		
25		左上：商店街		
26		左上：商店街		新しい景色のすぐそばに、 昔からの時間もちゃんと残ってる
27			カテゴリータイトルを右下に表示	アクセス・交通機関
28				
29				都心から近いのに、 ここだけ少し空気が穏やか
30				住之江区って、訪れるだけじゃなくて、 住んでみたくなるまちかもしれない

区外向け動画（30秒版）
タイトル：訪れたくなる、住みたくなる　大阪市住之江区

番号	映像	キャプション	内容	テロップ
1			タイトルスライド	大阪市南西部、住之江区のベイエリアへ
2				
3				住之江区って、 思ってたよりずっと近かった
4		左上：インテックス大阪		にぎわいのまち
5		右上：手前 shlumper「it's the motions in the ocean …」 奥　Keeenue「Play Soft」	カテゴリータイトルを右下に表示	アートのまち
6		左上：北加賀屋のまちなみ 左下：b.「b.friends on the wall」		
7		左上：南港ポートタウンのまちなみ		
8		左上：南港ポートタウン		暮らしたくなる、緑あふれるまち
9			カテゴリータイトルを右下に表示	国内外からのフェリーが行き交う海の玄関口
		左上：さんふわらあターミナル（大阪） 船体キャプション：株式会社商船三井さんふらわあ「さんふらわあ くれない」		住之江区から大分・鹿児島へ

10		左上：大阪南港フェリーターミナル 船体キャプション（左）：株式会社名門大洋フェリー「フェリーきょうと」（右）四国開発フェリー株式会社「おれんじおおさか」		住之江区から北九州・愛媛へ
		左上：大阪港国際フェリーターミナル 船体キャプション（左）：日中国際フェリー株式会社「フェリー鑑真号」（右）株式会社サンスターライン「パンスターミラクル号」		住之江区から中国・韓国へ
11			カテゴリータイトルを右下に表示	豊かな歴史とあたたかい暮らしがあるまち
12		左上：商店街		昔からの時間もちゃんと残ってる
13		左上：阪堺電車（ちん電）		
14		左上：アクセス・交通機関		
15				住之江区って、訪れるだけじゃなくて、 住んでみたくなるまちかもしれない

区外向け動画（15秒版）
タイトル：訪れたくなる、住みたくなる　大阪市住之江区

番号	映像	キャプション	内容	テロップ
1			タイトルスライド	大阪市南西部、住之江区のベイエリアへ
2				住之江区
3				国内外からのフェリーが行き交う海の玄関口
4		右上：手前 shlumper「it's the motions in the ocean…」 奥　Keeenue「Play Soft」		アート、音楽、スポーツ エンターテイメントあふれるまち
5				暮らしたくなる、緑あふれるまち
6				昔から続くあたたかい暮らし
7				緑あふれるまち
8		左上：アクセス・交通機関		
9				住之江区って、訪れるだけじゃなくて、 住んでみたくなるまちかもしれない

グリーン配送に係る特記仕様書

1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
⑴ 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
⑵ 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：０６－６６１５－７９６５

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について
(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
2 誓約書の提出について
受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：０６－６６８２－９６２５）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
  ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

再委託に関する特記事項

1　本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（1）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2　受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3　受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4　受注者は、第３項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の３分の１以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6　受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第３項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第３項及び第４項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。